

災害時における要支援者の避難の
受入れに関する協定書

令和5年5月31日

青 梅 市

株式会社モアスマイルプロジェクト

災害時における要支援者の避難の受入れに関する協定書

青梅市（以下「甲」という。）と株式会社モアスマイルプロジェクト（以下「乙」という。）は、災害時における要支援者の避難の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲および乙は、この協定にもとづき、災害時における要支援者の避難の受入れに関して相互に協力し、要支援者が安心して避難することのできる環境を整備するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時 青梅市の区域内（以下「市内」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生するおそれがある場合をいう。

(2) 要支援者 次に掲げる者であって、避難のための立退きをする市内居住者および滞在者をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児および同項第2号に規定する幼児

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童または学齢生徒のうち、避難所（青梅市地域防災計画に定める避難所をいう。以下同じ。）における生活が困難であると認められる者

ウ アまたはイに掲げる者と同一の世帯に属する者

(3) 協力施設 乙が市内において運営する児童福祉施設等のうち、別表に掲げるものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時、乙に対し、協力施設において、要支援者の避難を受け入れるように要請（以下「受入要請」という。）をすることができる。

2 甲は、受入要請をするときは、次に掲げる事項を伝え、受入れの可否を確認した上で、行うものとする。

(1) 要支援者の住所、氏名、年齢、性別、連絡先、緊急連絡先、心身の

状況およびかかりつけ医等の医療情報

(2) 受入れの見込期間

(3) その他要支援者の受入れに関し必要とする事項として甲が認めたもの

(協力の内容)

第4条 乙は、受入要請を受けたときは、可能な範囲で要支援者の受入れを行うものとする。

2 乙は、受入要請を受けたときは、甲に対し、受入れの可否を速やかに回答するものとする。

3 乙は、受入要請に応じるときは、要支援者に対し、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 協力施設を災害時初期における生活の場として提供すること。

(2) 災害備蓄品を必要な範囲で提供すること。

(3) 要支援者の特性に配慮した生活の場を提供することができるように、協力施設の利用に関する計画を立案し、これを要支援者に周知すること。

(要支援者の移送)

第5条 乙が要支援者を受け入れる場合において、要支援者が自ら協力施設に赴くことが困難であるときは、甲および乙は、相互に協力し、当該要支援者を協力施設に移送するよう努めるものとする。

(生活関連物資の提供)

第6条 甲は、乙が要支援者を受け入れる場合において、協力施設における要支援者の生活に必要な衣料品、食料品、医薬品その他の生活関連物資を調達し、これを乙に提供するものとする。

2 乙は、協力施設に受け入れた要支援者に対し、前項に規定する甲から提供を受けた生活関連物資を提供するものとする。

3 乙は、前項にかかわらず、必要であると認められるときは、協力施設に受け入れた要支援者に対し、乙自らが備蓄し、または調達した生活関連物資を提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、前条第3項の規定により乙が生活関連物資を提供したときは、その経費を負担するものとする。

2 乙は、協力施設の受入れを終了したときは、速やかに前項に規定する経費を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(受入に関する協議等)

第8条 甲および乙は、必要に応じて、受入可能人員および受入期間について、協議するものとする。

2 乙は、要支援者の受入れを終了するときは、別に定める手続をとるものとする。

(秘密保持)

第9条 甲および乙は、この協定により知り得た秘密について、正当な理由がない限り第三者に対して開示または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定の期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲または乙からこの協定の解除の意思表示がないときは、当該期間は1年間延長されるものとし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲および乙は、協議してこれを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和5年5月31日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 浜中 啓一

乙 東京都青梅市新町4丁目18番地の9

株式会社モアスマイルプロジェクト

代表取締役 空野 優子